

スチュワードシップ責任を果たすための方針の実施状況について

独立行政法人農業者年金基金（以下「当基金」という。）は、平成26(2014)年9月に、「資産保有者としての機関投資家」（以下「アセットオーナー」という。）として、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れることを表明するとともに、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」（以下「方針」という。）を策定・公表しました。

当基金では、この方針に基づき、スチュワードシップ活動の実施状況をホームページで公表することとしています。

今般、令和5(2023)年7月から令和6(2024)年6月までの当基金の実施状況を取りまとめましたので、次のとおり公表します。

1. 当基金における実施状況

当基金では、運用受託機関を通じてESG（環境・社会・ガバナンス）を考慮したスチュワードシップ活動を実施しているため、運用受託機関に対して当基金の方針に則した対応を求めています。

併せて、運用受託機関に対して「企業との対話」（以下「エンゲージメント」という。）や「株主議決権行使状況」などの対応方針やその実施状況の報告を求め、運用受託機関における対応方針や活動状況が当基金の方針に則した対応となっているかについて確認することとしています。

このため、運用受託機関とのミーティング等を通じて確認を行っており、令和5(2023)年7月から令和6(2024)年6月までの運用受託機関における対応は、以下のとおり、当基金の方針に則したものでした。

(1) 対応方針

運用受託機関でも、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れ、自らの対応方針を定めています。この方針の内容は、本コードの趣旨に沿うものであり、これは当基金の方針に則したものでした。

(2) スチュワードシップ活動の実施状況

運用受託機関では、明確な方針によるエンゲージメントの実施や株主議決権行使等を通じて投資先企業の企業価値向上等に取り組んでおり、これは当基金の方針に則したものでした。

また、運用受託機関に対して、引き続き当基金の方針に則して実施するよう指示しました。

さらに、当基金としても、運用受託機関からのヒアリング及び運用受託機関の自己評価などの活用により、投資先企業の情報収集に努めるとともに、運用受託機関と投資先企業の間で行われる対話の質の向上に着目したモニタリングを行いました。

2. 運用受託機関における実施状況

運用受託機関におけるエンゲージメントや株主議決権行使状況などの実施状況のうち、当基金に関連するものとしては、以下のとおりです。

(1) 対応方針

運用受託機関では、日本版スチュワードシップ・コードの趣旨に賛同し、これを受け入れており、本コードの趣旨を踏まえ、自らの対応方針を定めています。

また、当該対応方針に基づき、投資先企業の持続的成長に資することを目的として、企業とのエンゲージメントや株主議決権行使等を行っていました。

(2) スチュワードシップ活動の推進体制

運用受託機関では、専門部署を設置し、議決権行使・エンゲージメント活動全般の高度化を図っていました。

また、スチュワードシップ活動の独立性、透明性の向上及び利益相反管理体制強化を図るため、外部有識者が過半を占める委員会等を設置し、モニタリング体制を整備しており、こうした体制のもと、スチュワードシップ活動の一層の推進に努めていました。

さらに、当基金の外部委託部分の国内債券の運用において、ESG 債の購入を行っています。

(3) エンゲージメントの事例

運用受託機関では、ESG を考慮したエンゲージメント活動を行っており、具体的な事例としては、次のとおりでした。

①環境問題への対応

発電・送電事業者に対して、カーボンニュートラルに向けて、具体的な温室効果ガス削減目標の内訳及びプロセス、事業ポートフォリオ転換に向けた投資計画が示されておらず、現状の開示内容ではカーボンニュートラルへの対応が不十分であることから、事業の縮小均衡リスクが懸念されるとの意見を述べ、当該企業からは、カーボンニュートラル実現に向けた 2030 年までの中間目標、そのアクションプランの検討を急ぐとの回答を受けた。令和 6 (2024) 年 5 月に公表した中期経営計画 (2024-2026 年) では、一部の石炭火力発電所の休廃止や設備改修を含めたカー

ボンニュートラルへの移行計画が開示され、また資本効率と収益性に留意しつつ、持続的な成長を支える国内外のカーボンニュートラル実現に向けた事業への投資に優先的に配分する投資計画も開示された。

②社会問題への対応

海外（豪州）の小売業者に対して、農業製品のサプライチェーンにおける人権侵害のリスクが放置されていることから、令和元（2019）年10月より、現地のエンゲージメント活動を支援する団体と連携し、現代奴隷法を念頭に、サプライチェーンにおける人権リスク排除を目標にしたポリシー・ガイドラインを設定するようとの意見を述べてきた。令和2（2020）年9月に当該企業は現代奴隷法を考慮に入れたポリシー・ガイドラインの初版を開示するも、その内容についてはサプライチェーンにおける人権課題の検証が不十分であったことから、引き続きエンゲージメント活動を行い、令和5（2023）年9月にポリシー・ガイドライン改訂版を開示した。

③ガバナンスへの対応

総合電子部品メーカーに対して、同業他社に比べ株価が低位であることから、フリーキャッシュフローや投下資本利益率の改善を図るとともに、中長期の見通しを説明する必要があるとの意見を述べた。当該企業からは、事業ごとの投下資本利益率等を示し、開示レベルの高度化が必要との認識が示され、令和6（2024）年5月の中期経営計画では、フリーキャッシュフロー創出の最大化、各事業のポートフォリオマネジメントの強化、キャピタルアロケーション方針が明示された。

（4）国内外株式に関する株主議決権行使結果

運用受託機関では、投資先企業の持続的成長に資することを目的として、株主議決権行使の基本方針等を定め、これに基づき株主議決権行使を行っていました。

その内容については、別紙（「国内株式に関する議決権行使結果」）のとおりです。

なお、国内株式と同様に、運用を委託している外国株式の株主議決権行使状況についても参考として掲載しております。

3. 当基金の取組

令和2(2020)年3月に日本版スチュワードシップ・コードが再改訂されたことに伴い、令和2(2020)年9月、当基金の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を再改訂しました。

当基金では、今後も引き続き、運用受託機関に対するヒアリング等を通じ、運用受託機関によるスチュワードシップ活動の実施状況を把握するとともに、当基金の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に則して実効的な活動が行われるよう求めます。

また、「アセットオーナー」として運用受託機関との対話を通じた情報収集などにより、スチュワードシップ活動のモニタリングを適切に行えるよう努めます。

さらに、運用受託機関を通じたスチュワードシップ活動ではありませんが、自家運用において ESG 債の購入を行っています。これは、令和2(2020)年3月の日本版スチュワードシップ・コード再改訂に伴いスチュワードシップ責任の定義に加わった「サステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的持続可能性）に関する課題の考慮」とも合致しています。

これら当基金としての実施状況をホームページで公表し、こうした活動を通じ、加入者である農業者の中長期的な投資リターンの拡大を図るとともに、ひいては、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上、さらには、持続的な経済・社会・環境の形成に資するよう、スチュワードシップ責任を果たします。

(別紙)

国内株式に関する議決権行使結果

1. 議決権行使の対象 令和5(2023)年7月～令和6(2024)年6月分総会
(令和5年度中に決算が行われた企業等・子議案ベースでの集計)

2. 議案数 21,212件 うち会社提案 20,846件 株主提案 366件
賛成数 16,929件 うち会社提案 16,898件 株主提案 31件
反対数 4,283件 うち会社提案 3,948件 株主提案 335件
棄権 0件
白紙委任 0件

3. 議案別行使状況 (議案数の内訳)

単位：件数

議案	総計	会社提案					株主提案					
		計	賛成	反対	棄権	白紙委任	計	賛成	反対	棄権	白紙委任	
会社機関に関する議案	取締役の選解任	16,544	16,468	13,037	3,431	0	0	76	10	66	0	0
	監査役の選解任	1,734	1,732	1,562	170	0	0	2	0	2	0	0
	会計監査人の選解任	40	39	39	0	0	0	1	0	1	0	0
役員報酬に関する議案	役員報酬	733	715	620	95	0	0	18	1	17	0	0
	退任役員の退職慰労金の支給	71	71	0	71	0	0	0	0	0	0	0
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	1,379	1,348	1,222	126	0	0	31	5	26	0	0
	組織再編関連	21	21	21	0	0	0	0	0	0	0	0
	買収防衛策の導入・更新・廃止	40	40	0	40	0	0	0	0	0	0	0
	その他 資本政策に関する議案	48	22	22	0	0	0	26	0	26	0	0
定款に関する議案	590	381	371	10	0	0	209	15	194	0	0	
その他の議案	12	9	4	5	0	0	3	0	3	0	0	
合計	21,212	20,846	16,898	3,948	0	0	366	31	335	0	0	

【参考】ESGを考慮した議決権行使について

当基金では、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、運用受託機関を通じて、ESGを考慮した議決権行使を行っている。

(参考)

外国株式に関する議決権行使結果

1. 議決権行使の対象 令和5(2023)年7月～令和6(2024)年6月分総会
(令和5年度中に決算が行われた企業等・子議案ベースでの集計)

2. 議案数	11,938 件	うち会社提案	11,297 件	株主提案	641 件
賛成数	11,039 件	うち会社提案	10,773 件	株主提案	266 件
反対数	899 件	うち会社提案	524 件	株主提案	375 件
棄権	0 件				
白紙委任	0 件				

3. 議案別行使状況 (議案数の内訳)

単位：件数

議案	総計	会社提案					株主提案					
		計	賛成	反対	棄権	白紙委任	計	賛成	反対	棄権	白紙委任	
会社機関に関する議案	取締役の選解任	7,878	7,851	7,498	353	0	0	27	14	13	0	0
	監査役の選解任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計監査人の選解任	827	824	824	0	0	0	3	0	3	0	0
役員報酬に関する議案	役員報酬	1,197	1,169	1,052	117	0	0	28	7	21	0	0
	退任役員退職慰労金の支給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	122	122	122	0	0	0	0	0	0	0	0
	組織再編関連	34	34	33	1	0	0	0	0	0	0	0
	買収防衛策の導入・更新・廃止	176	143	137	6	0	0	33	31	2	0	0
	その他 資本政策に関する議案	578	574	544	30	0	0	4	4	0	0	0
定款に関する議案	104	50	50	0	0	0	54	38	16	0	0	
その他の議案	1,022	530	513	17	0	0	492	172	320	0	0	
合計	11,938	11,297	10,773	524	0	0	641	266	375	0	0	

【参考】ESGを考慮した議決権行使について

当基金では、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、運用受託機関を通じて、ESGを考慮した議決権行使を行っている。